

## 緊急の事態への対処等に関する体制の整備その他の必要な措置の実施に関する基本的事項項目(案)

### 1. 基本的考え方

- ・食品の安全性の確保は、国民への健康への悪影響の未然防止が最も重要
- ・農場から食卓につながるフードチェーンを通じた情報収集、状況把握の必要性
- ・関係府省の十分な連絡・連携の必要性
- ・消費者への適切・迅速な情報開示

### 2. 緊急時の情報連絡体制

- ・平時からの都道府県、保健所などを通じた食品事故などの情報収集・伝達体制の整備
- ・関係府省間における緊急事態として通報を要する場合とそのルートの確立

### 3. 緊急対策本部の設置

- ・緊急対策本部を必要に応じ適切に設置
- ・緊急事態に対応するための関係行政機関における組織体制の整備

### 4. 緊急時対応の方法及びマニュアルの作成

- ・食品安全委員会と関係行政機関は連携して、国がとるべき対応について緊急時対応マニュアルを作成・公表するとともに、食品の安全性に対するハザードのうち主要なものについては、個別に緊急時対応マニュアルを作成

## (案)緊急の事態への対処等に関する体制の整備等

検討項目	現状	今後の方向
1. 基本的考え方	<p>食品安全委員会は、「食品安全委員会針(暫定版)」を領、態勢を定め、緊急対応時に食品基本法に基づく緊急対応の体制を確立する。厚生労働省は、「厚生労働省健康危機管理機関」、「食品安全委員会針(暫定版)」を領、態勢を定め、緊急対応に際しては、対応のための組織体制を確立する。</p> <p>食品安全委員会は、食品の安全性の確保が事態に応じて必要な措置を実施するが、その結果、被害者が発生する場合、該緊急対応の実施が事態に応じて必要な措置を実施する。</p> <p>食品安全委員会は、食品の安全性の確保が事態に応じて必要な措置を実施するが、その結果、被害者が発生する場合、該緊急対応の実施が事態に応じて必要な措置を実施する。</p>	<p>食品の安全性の確保は、国民への影響が最も大きい。農場から食卓に至るフード状況の把握が重要である。消費者への適切な情報開示が重要である。</p> <p>平時から各都道府県、保健所などの情報収集・伝達・連絡機関による緊急事態における組織体制の整備が求められる。</p> <p>緊急対策本部を必要に応じて設置する。行政機関における緊急事態に応じて、国が対応する場合と、民間が対応する場合とに分類される。</p> <p>食品安全委員会と関係行政機関は連携して、公表する場合は、個別に緊急対応マニュアルを作成する。</p>